

# 【労務】令和元年度の個別労働紛争の状況を公表 「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数が8年連続トップ

厚生労働省は、「令和元年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめ、公表しています。「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談 ※1」、都道府県労働局長による「助言・指導 ※2」、紛争調整委員会による「あっせん ※3」の3つの方法があります。厚生労働省では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいくとのことです。

## 【ポイント】

### 1 総合労働相談件数、助言・指導の申出件数は前年度より増加。あっせん申請の件数は前年度並み。

総合労働相談件数は118万8,340件で、**12年連続で100万件を超え**、高止まり

- 総合労働相談件数 118万8,340件（前年度比6.3%増）
  - うち民事上の個別労働紛争 ※4 相談件数 27万9,210件（同4.8%増）
- 助言・指導申出件数 9,874件（同0.4%増）
- あっせん申請件数 5,187件（同0.3%減）

### 2 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで、「いじめ・嫌がらせ」が引き続きトップ

- 民事上の個別労働紛争の相談件数では、87,570件（同5.8%増）で**8年連続トップ**。
- 助言・指導の申出では、2,592件（同0.3%減）で7年連続トップ。
- あっせんの申請では、1,837件（同1.6%増）で6年連続トップ。

※1「総合労働相談」：都道府県労働局、各労働基準監督署内、駅近隣の建物など379か所（令和2年4月1日現在）に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。なお、平成28年度から、都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等（部）室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関して一体的に労働相談として対応することになったため、それらの相談件数も計上されている。

※2「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。

※3「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

※4「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く）。

## 令和元年度個別労働紛争解決制度の運用状況

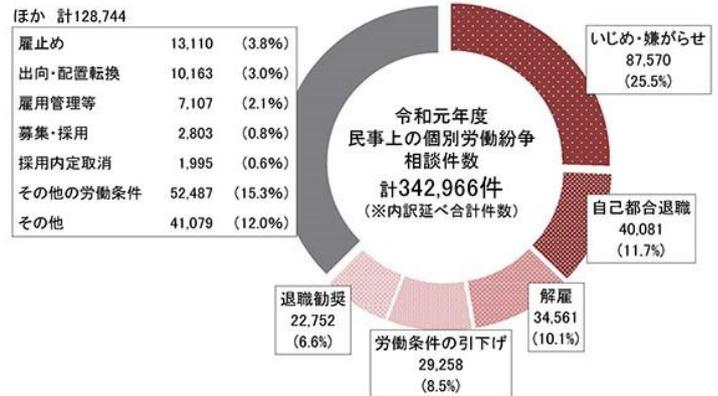
### 1 総合労働相談

#### (1) 相談件数の推移



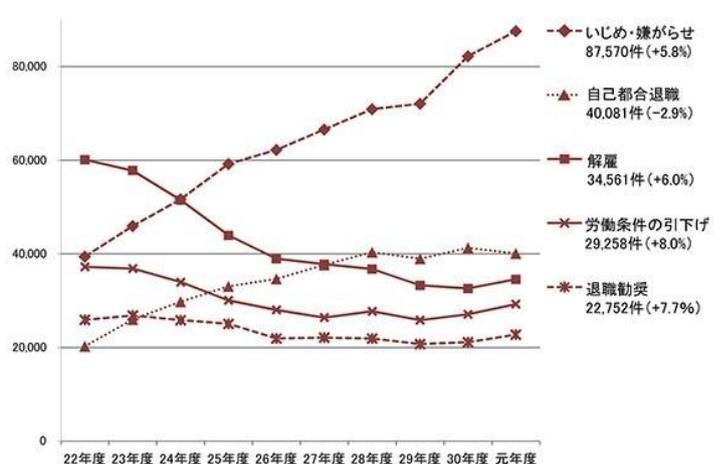
総合労働相談件数 民事上の個別労働紛争相談件数

#### (2) 民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数



※ %は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したものである。

#### (3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移（10年間）



※ ( )内は対前年度比。

参照ホームページ [厚生労働省]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00003.html)